

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項および第2項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成24年5月7日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）フレンドマート西大津店 大津市柳川二丁目字下鷺田273番1ほか7筆
- 2 提出された意見の概要 大津市からの意見
  - (1) 青少年の健全育成の見地から、届出のあった防犯対策を遵守していただくと共に、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力願いたい。
  - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、それぞれの各種団体との積極的な連携・協力を願いたい。また、災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮願いたい。
  - (3) 当該申請地付近の道路は、志賀小学校及び皇子山中学校の通学経路に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行について交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、上記該当校への事前説明をお願いすると共に、開発事業に伴い発生した問題は、開発者において解決すること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業振興課 大津市京町四丁目1-1  
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1
  - (2) 縦覧期間 平成24年5月7日から平成24年6月7日まで